

小型移動式クレーン運転技能 フォークリフト運転技能 玉掛け技能

講習開催

※技能講習については、労働安全衛生法及び同規則に基づき実施いたしますので、この機会に資格を取得されますようご案内致します。

1. フォークリフト運転技能講習

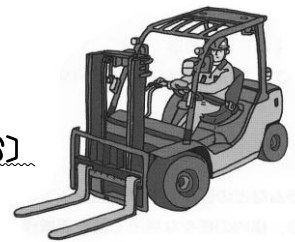
【青森労働局長登録番号 第113号】 ※最大荷重1 t 以上のフォークリフトの運転

※ 普通自動車等運転免許所持者（下記大型特殊免許をお持ちでない方）

・講習日時 令和7年12月8日(月)～11日(木) 4日間

〔定員20名〕 学科8時20分～17時 実技8時～17時

受講料 34,650円〔テキスト代(1,650円)・消費税含む〕



カウンターバランスフォークリフト

※ 大型特殊免許所持者（カタピラ限定無しの方）

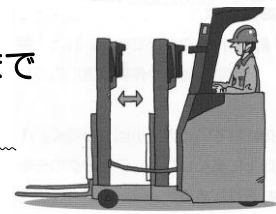
・講習日時 令和7年12月8日(月)・12日(金) 2日間

〔定員20名〕 学科8時20分～17時 実技8時～14時頃まで

受講料 14,850円〔テキスト代(1,650円)・消費税含む〕

講習会場 学科『黒石建設協会2階大会議室』黒石市八甲69-17

(各コース共通) 実技『黒石りんご商業協同組合』黒石市末広80



リーチフォークリフト

※ 受講コース及び本人確認のため、自動車運転免許証写しを添付して下さい。

2. 玉掛け技能講習

〔定員20名〕

【青森労働局長登録番号 第112号】

● (クレーン・移動式クレーン・デリック・揚貨装置の玉掛け業務)

講習日時 令和8年1月14日(水)～16日(金)

学科9時～17時 実技8時10分～17時頃まで

講習会場『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17 他

● 受講資格・受講料一覧〔テキスト代(1,705円)・消費税含む〕

※建設関連業種助成制度あり（詳細は裏面を参照して下さい）

玉掛け作業の資格



何本の作業でも大丈夫!!

コース	受講資格	免除科目	受講料
A	未経験の者（申込書のみ提出）	なし	23,705円
B	クレーン等免許、小型移動式・床上操作式クレーン等技能講習修了証所持者（免許、修了証写しを提出）	力学・合図	20,405円
C	玉掛け補助作業の業務に、6ヶ月以上従事した者（同封の実務経験証明書を記載のうえ提出）	なし	20,405円

※本人確認のため、自動車運転免許証等の写しの添付をお願い致します。

3.フォークリフト運転技能講習

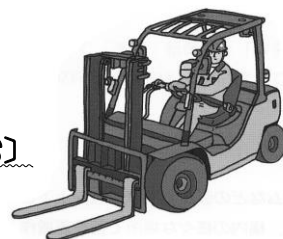
【青森労働局長登録番号 第113号】 ※最大荷重1t以上のフォークリフトの運転

※ 普通自動車等運転免許所持者（下記大型特殊免許をお持ちでない方）

・講習日時 令和8年1月19日(月)～22日(木)4日間

〔定員20名〕 学科8時20分～17時 実技8時～17時

受講料 34,650円〔テキスト代(1,650円)・消費税含む〕



カウンターバランスフォークリフト

※ 大型特殊免許所持者（カタピラ限定無しの方）

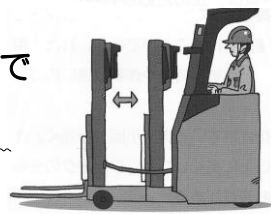
・講習日時 令和8年1月19日(月)・23日(金)2日間

〔定員20名〕 学科8時20分～17時 実技8時～14時頃まで

受講料 14,850円〔テキスト代(1,650円)・消費税含む〕

講習会場 学科『黒石建設協会2階大会議室』黒石市八甲69-17

(各コース共通) 実技『黒石りんご商業協同組合』黒石市末広80



リーチフォークリフト

※ 受講コース及び本人確認のため、自動車運転免許証写しを添付して下さい。

4. 小型移動式クレーン運転技能講習

〔定員20名〕

【青森労働局長登録番号第115号】 つり上げ荷重1t以上5t未満の業務

- ※該当クレーン
- トラック、ホイール、クローラ、鉄道
 - 浮き、クレーン機能付き油圧ショベル等

講習日時 令和8年1月28日(水)～30日(金)

学科9時～17時 実技8時10分～17時頃まで

講習会場『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17 他



- 受講資格・受講料一覧〔テキスト代(1,705円)・消費税含む〕

※建設関連業種助成制度あり（詳細は裏面を参照して下さい）

コース	受講資格	免除科目	受講料
A	未経験の者（申込書のみ提出）	なし	30,305円
B	クレーン等免許、床上操作式クレーン・玉掛け等技能講習修了証所持者（免許、修了証の写しを提出）	力学・合図	27,005円

※本人確認のため、自動車運転免許証等の写しの添付をお願い致します。

申込先 【青森労働局長登録教習機関】

一般社団法人 黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5（黒石市役所通り）

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業!!



☆当協会の講習修了証が、プラスチックカードの様式に変わりました。
携行しやすく、これまで通り修了証を1枚に統合できます。

労働安全衛生法による
技能講習修了証

氏 名 黒石 太郎

生年月日 平成22年1月1日

住 所 青森県黒石市大字前町40-5

令和4年 4月 1日 交付

青森労働局長登録教習機関
一般社団法人 黒石地区労働基準協会
青森県黒石市大字前町40-5 TEL 0172-53-5787



氏 名 黒石 太郎

技能講習の種類	番 号	修了証番号	修了年月日
玉 掛 け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガ ス 溶 接	登録第119号		
車両系建設機械（平地）	登録第120号		

備考

注意事項 1.本修了証は、大切にし、作業中は、必ず携帯すること。
2.本修了証を滅失し、又は損壊したときは、再交付をうけること。
3.「備考」の欄は、本人において記入しないこと。

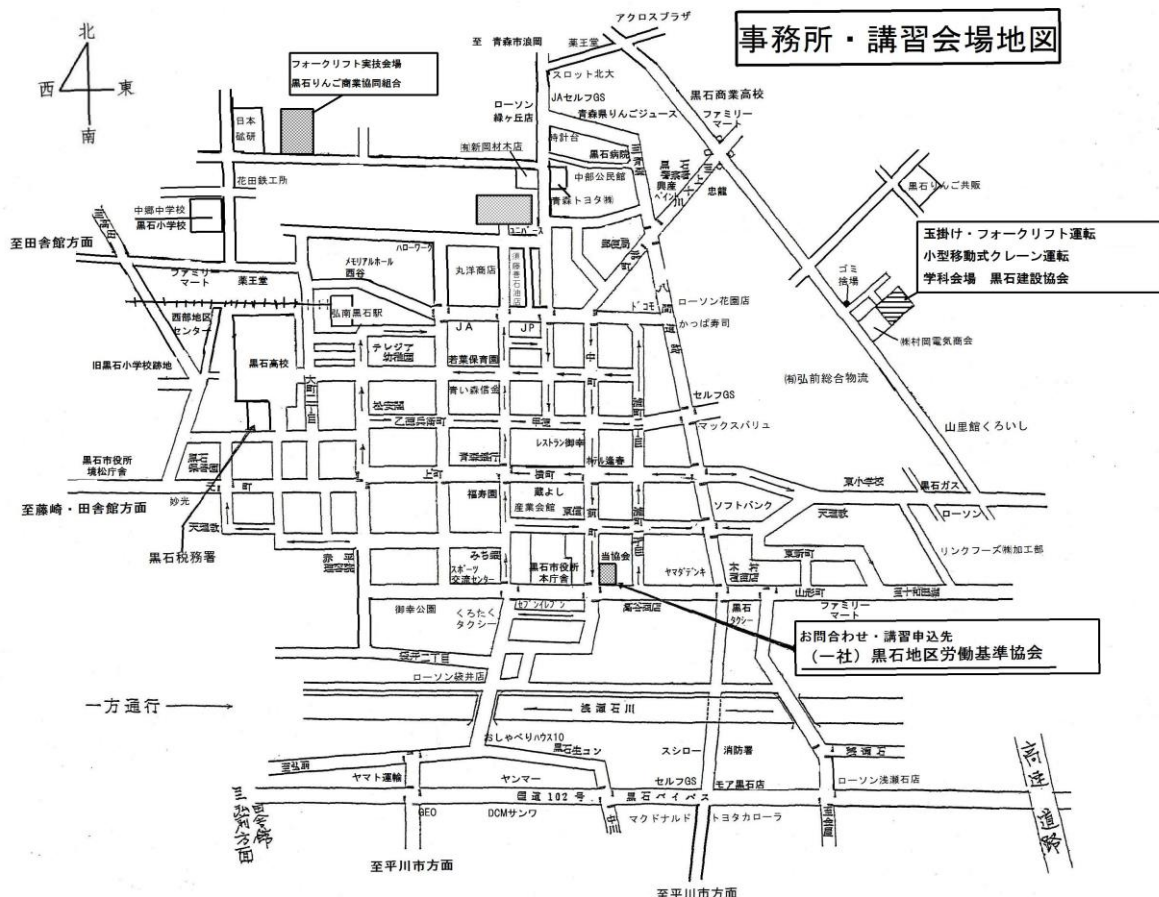
折れ曲がり難く、
耐久性に優れて
います。

注意 当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できますが、技能講習修了証は平成11年5月以降発行のものに限ります。詳細は、当協会へお問い合わせ下さい。

- 連絡事項 ※ いずれの講習も、定員に達し次第締め切ります。お早めにお申し込み下さい。
- ※ 同封の申込書・実務経験証明書（玉掛け受講者・補助作業の経験がある方のみ）を記入の上、講習毎に写真1枚（縦3.0cm、横2.4cm）・受講料を添えてお申し込み下さい。
- ※ 講習学科・実技試験合格者には、【技能講習修了証】を交付します。
- ※ 受講者が最小予定数に達しない場合は、中止することがあります。
- ※ 受講申込み後の取消しは、受講開始日の前日までにご連絡があった場合のみ、受講料をお返し致しますのでご了承ください。
- ※ お電話での申込みも受付致しますが、ご予約後7日間を目処に申込書の送付をお願い致します。（申込書が遅れますと、ご予約を取消す場合がございます。）
- ※ 受講料のご納入は受講開始日の1週間前までにお願いします。

☆受講料のご納入は、下記口座へのお振込みでも可能です。

振込先 青森みちのく銀行黒石支店（普）223261・青森みちのく銀行黒石内町支店（普）1311760
東奥信用金庫黒石支店（普）0920550・青い森信用金庫黒石支店（普）0958767



今後の講習開催予定（事前のご予約・お申込みを受け付けております）

KYTリーダー（基礎）研修	1月14日(水)～ 1月15日(木)
安全衛生推進者養成講習	1月21日(水)～ 1月22日(木)
粉じん作業特別教育	1月31日(土)
振動工具取扱作業従事者安全衛生教育	1月31日(土)
低圧電気取扱業務特別教育	2月 4日(水)
アーク溶接特別教育	2月19日(木)～ 2月21日(土)
ガス溶接技能講習	2月26日(木)～ 2月27日(金)
自由研削といし取替業務特別教育	3月 7日(土)

当協会の年間講習予定表は、下記にアクセスしてください。

<http://kuroisirouki.sakura.ne.jp/index.htm>

人材開発支援助成金のご案内

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」は、建設業における人材育成や技能継承を図り建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的とした助成金制度となっております。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細及び申請様式等は、青森労働局ホームページ 助成金関係等をご確認ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託し実施する場合は、原則計画届の提出が不要ですが、講習の実施内容によっては必要となる場合がございますので、労働局担当課へご確認ください。

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

○人材開発支援助成金 支給申請チェックシート・支給申請書（建技様式第3号）・その他添付書類

・助成金を受けることのできる事業主（但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。）

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の17.5（保険料率に変更となる場合があります）の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿（賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等）を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課（017-721-2003）又は当協会までお問合せ下さい。